

観 政 第 4 0 7 号
令和 6 年 9 月 2 4 日

各市町村観光担当課長 様
各市町村観光協会事務局長 様

千葉県商工労働部観光政策課長
(公印省略)

「観光・宿泊業人材確保に向けた専門家相談事業」の周知について（依頼）

本県の観光行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、観光・宿泊事業者の人材確保・定着を目的に、労働環境や経営の改善に関する支援を希望する県内の観光・宿泊事業者に対し、経営・観光事業に精通した専門家が相談対応や支援を行う「観光・宿泊業人材確保に向けた専門家相談事業」を今年度新たに実施することとしています。

つきましては、貴市町村内の観光・宿泊事業者への周知について御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 支援対象者

千葉県内の観光・宿泊業の中小企業、小規模事業者（個人事業主）
(例) 旅館・ホテル、土産販売店、観光地の娯楽・レジャー施設 等

2. 相談費用

無料

3. 相談可能日数

1 事業者あたり、年間最大 5 日まで

4. 相談方法

本事業の委託先である（公財）千葉県産業振興センターのホームページからお問い合わせください。または、添付資料のチラシ裏面の「専門家相談申請書」に必要事項を御記入の上、FAX にて送付してください。

URL : <https://www.ccjc-net.or.jp/cmsform/enquete.php?id=842>

以上

【添付資料】

- ・「観光・宿泊業人材確保に向けた専門家相談事業」チラシ

【担当】

千葉県商工労働部観光政策課
新たな観光推進室 担当：池田、磯崎
Tel : 043-223-3493
Fax : 043-225-7345
Mail : kanko-o@mz.pref.chiba.lg.jp